

## 指定管理者の管理運営に対する評価シート (総合評価)

### 1 公の施設

施設名	大町市労働会館	設置年月	平成7年4月
所在地	大町市大町4111番地1	所管課	産業観光部 商工労政課

### 2 指定管理者

団体名	大北地区労働者福祉協議会	選定方法	非公募
住所	大町市大町4111番地1	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日

### 3 当該施設の管理運営に関わる経費 (単位: 千円)

別紙参照

### 4 管理運営に対する評価、制度導入の効果について (総括)

指定管理者	合計評価点数	$\frac{88}{100}$ 点中	総合 評価ランク	A
【総括】 組織労働者のみならず、未組織労働者（一般市町村民）を含め、労働者の福祉向上のため各種セミナー、ボランティア活動等を開催。加えて労働相談窓口を開設するなど、労働環境の改善に関する労働団体の協議の場を提供している施設として、今後も継続していくことが必要な施設であり、会館の利用促進に努めた。				
施設所管課	合計評価点数	$\frac{70}{100}$ 点中	総合 評価ランク	A
【総括】 地域の未組織労働者や福祉団体などと連携が図られており、各種セミナーは時代に対応したセミナーを積極的に開催し、労働者の福祉向上に役立っている。				

### 5 大町市行政改革推進委員会の意見

【行政改革推進委員会による意見を掲載】
---------------------

### 6 大町市指定管理者評価委員会の評価・意見 (相応の収益が見込まれる施設において中間年次以降のみ添付)

【指定管理者評価委員会による評価・意見等を掲載】
--------------------------

## 7 評価内容

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価			
1 施設の運営について		配点合計 20	16 点 14 点
経営方針		配点 10	指定管理者 所管課
施設運営のための経営方針は適切であったか		A 8 B 6	B 6
市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解し運営されているか			
【指定管理者の評価】 市行政と連携し、より良い労働環境の改善、向上に努めてきた。			
【所管課の評価】 施設の設置目的を熟知し施設運営に心掛け、関係機関等とも連携が図られており、労働環境の福祉向上が伺える。 また、連絡体制が図られており、市の方針も的確に伝えている。			
利用者のサービス向上・利用促進に向けた取り組み		配点 10	指定管理者 所管課
サービス向上のための取り組みは適切であったか		A 8 A 8	A 8
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足度が得られているか			
利用者の要望・意見の把握・対応は適切であったか			
利用者のトラブルの未然防止と対処方法は適切であったか			
施設の設備等の活用は適切であったか			
広報など利用に関する周知計画は適切であったか			
利用促進への取り組みは適切であったか			
施設利用（貸出）に関する具体的な計画は適切であったか			
【指定管理者の評価】 働く者のために、知って得する・知ってためになる各種セミナー、イベントを企画しながら地域の労働団体、福祉事業団体、行政と連携を図り、事業を進めてきた。 今後も広域的な連携を図り、進めていきたい。			
【所管課の評価】 指定管理者は、各種セミナーやイベントを細かく実施しており、労働者の福祉向上のため、さまざまな事業に取組み、実施している。			

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

2 危機管理体制、平等利用等について		配点合計 20		16 点		12 点	
<b>安全管理・安全対策</b>		配点 10		指定管理者		所管課	
利用者の安全確保に関する研修を実施し、職員が内容を熟知しているか		A	8	B	6		
防災訓練等が実施されているか							
施錠、警備体制等は適切であるか							
その他緊急時の対応が適切であったか							
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>日ごろから危機管理体制に努め、利用者には戸締りや節電・節水・防火などの周知を行っている。</p> <p>利用者からの苦情等は聞かれないが、今後も引き続き適切な利用のため法令順守に努めていきたい。</p>							
<p>【所管課の評価】</p> <p>日々の管理は適正に実施されており、問題はない。</p> <p>職員による安全管理が徹底されていると判断される。</p> <p>また、緊急時における体制も整備されている。</p>							
<b>平等な利用等について</b>		配点 10		指定管理者		所管課	
利用者の平等な利用の確保がされたか		A	8	B	6		
不適切な利用の制限が行われていないか							
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>指定管理者業務仕様書に基づき適切に実施されている。</p>							
<p>【所管課の評価】</p> <p>利用者が限定されている傾向にはあるが、不平等な扱いは確認されていなく、利用者からも苦情等がない。</p> <p>適正な利用が確保されている。</p>							

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

3 施設の管理経費、経理及び事務処理等について		配点合計 20	18 点		16 点	
<b>施設の管理運営に係る経費の内容</b>		配点 10	指定管理者		所管課	
施設・設備の維持管理の取組みは適切であったか						
経費節減のための取組みは適切であったか			A	8	A	8
収支計画と事業計画の整合はとれていたか						
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>大町市労働会館指定管理者業務仕様書に基づき、都度項目をチェックし、管理運営に当たっている。</p>						
<p>【所管課の評価】</p> <p>長期間、指定管理者として会館の管理を行っており、施設・設備を熟知し、適正な管理運営を実施している。</p> <p>また、収支状況を見ても、市からの指定管理料がない中、指定管理者の自助努力により、自主財源の確保と経費節減に努め、運営されている。</p>						
<b>事務処理等</b>		配点 10	指定管理者		所管課	
適正に会計処理が行われているか						
業務報告書や事業報告書が適切に作成されているか			S	10	A	8
引き渡した備品が適正に管理されており、その帰属が明確であるか						
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>大町市労働会館指定管理者業務仕様書に基づき、事業報告、決算書、事業計画、予算など定期的に市に提出している。</p>						
<p>【所管課の評価】</p> <p>毎年度末に報告書の提出がされており、所管課も事務処理については適正に管理していることが確認されている。</p> <p>業務報告書などにより、適切に作成されており、会計処理も適正である。</p>						

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

4 労務管理面について		配点合計 20	18 点	14 点	
職員の配置について		配点 10	指定管理者	所管課	
人員の配置、有資格者の配置は適切であったか		A	8	B	
職員の研修計画は適切であったか					6
地域雇用への配慮がなされているか					
<p>【指定管理者の評価】 指定管理者は労働安全衛生管理者資格を有しており、大北地区内からの雇用となっている。</p>					
<p>【所管課の評価】 運営する人員も適正に配置され、市内住民の雇用の配慮がされており、労働安全衛生管理者資格を有資格者を配置してあり、労務管理は徹底されていると判断される。</p>					
労働条件について		配点 10	指定管理者	所管課	
労働法規等を遵守した適正な労働条件を確保しているか		S	10	A	
※資料19「労働関係法令遵守に係る確認事項」に基づき両者にて確認を行うこと					
法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）が整っているか					8
給料が遅滞なく定められた期日に支払われているか					
健康診断は適正に行われているか		<p>【指定管理者の評価】 指定管理者業務仕様書に基づき適切に実施している。</p>			
<p>【所管課の評価】 衛生管理者資格を有する者による管理運営がされていることから、労働条件は熟知のうえ業務にあたっていると判断される。 また、給与支払いの遅延もなく、適切な労務管理がなされている。</p>					

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価			
<b>5 その他</b>	<b>配点合計 20</b>	<b>20 点</b>	<b>14 点</b>
<b>連絡調整体制の整備</b>	<b>配点 5</b>	<b>指定管理者</b>	<b>所管課</b>
施設の運営や事故等、必要な報告・連絡が速やかに行われたか	S	5	A
指定管理者と施設所管課で調整が行われたか			
指定管理者と施設所管課が互いに協力し、施設の有効活用が図られたか			
<p>【指定管理者の評価】 施設の不備が生じた場合は速やかに商工労政課に報告し、指定管理者立会いのもと現場確認を行っている。</p>			
<p>【所管課の評価】 徹底された連絡体制が採られており、速やかに報告がされている。直近でも施設修繕の箇所があり、直ちに連絡を受けるなど、所管課との連絡体制に努めている。</p>			
<b>自主事業の実施・地域への配慮等</b>	<b>配点 5</b>	<b>指定管理者</b>	<b>所管課</b>
自主事業の内容は適切であったか	S	5	A
地域との連携ができたか			
<p>【指定管理者の評価】 各種セミナー案内等、勤労者互助会を通じ周知している。 とりわけ、フードバンク事業は、大田市社会福祉協議会と連携しながら事業展開を図っている。</p>			
<p>【所管課の評価】 地域の実情を把握し、自主事業を通じて地域の関係団体との連携が図られており、事業もさまざまな内容を積極的に取り組んでいる。</p>			
<b>法令等の遵守・個人情報の保護措置・情報公開・特殊事情等</b>	<b>配点 10</b>	<b>指定管理者</b>	<b>所管課</b>
関係法令等が遵守されていたか	S	10	B
個人情報保護の取組みは適切であったか			
公正で開かれた施設運営が行われていたか			
業務実施に当たり知り得た情報について適切に管理されていたか			
施設の特異事情がある場合、適切な対応がされていたか			
施設の特異事情： 特になし			
<p>【指定管理者の評価】 指定管理者業務仕様書に基づき適切に実施している。</p>			
<p>【所管課の評価】 指定管理者の評価のとおり、関係法令を遵守し、問題なく実施されている。</p>			

(別紙)

(総合評価施設：大町市労働会館)

3 当該施設の管理運営に関わる収支(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)
市	収入	納付金	0	0	0	0
		計(A)	0	0	0	0
		支出	0	0	0	0
	支出	指定管理料	0	0	0	0
		修繕費	0	0	0	0
		計(B)	0	0	0	0
差引(A-B)		0	0	0	0	

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)		
指定管理者	収入	指定管理料	0	0	0	0		
		利用料	253	251	250	252	250	
		繰越金ほか	64	40	59	48	49	
		計(A)	317	291	309	300	299	
		支出	人件費	0	0	0	0	0
			光熱水費	176	157	171	173	204
	消耗品費		10	3	5	6	10	
	維持管理費		62	63	62	63	65	
	修繕費		9	0	5	1	10	
	点検料ほか		20	9	18	8	10	
	計(B)	277	232	261	251	299		
	差引(A-B)		40	59	48	49	0	

# 指定管理者制度導入検討シート（再導入）

所管課

産業観光部 商工労政課

1 施設名	大田市労働会館	2 現在の指定管理者名	大北地区労働者福祉協議会
3 施設の概要	地域労働者の生活文化の向上及び福祉の増進と施設を中心として地域に貢献することを目的に建設された施設		
4 制度導入の目的	勤労者の福祉増進を目的にした施設であるため、その目的をよく理解し、施設の管理業務を行うため、指定管理により管理したほうが氏が直接運営するより効果的である。		
5 指定管理の実績（令和元年度～令和4年度の平均）			
利用者数	338人【内訳 R元(424) R2(334) R3(289) R4(303)】		
収入額	平均：304千円		
内訳	利用料：252千円 雑収入：53千円		
支出額（事業費）	平均：255千円		
内訳	人件費：169千円 賃借料：6千円 光熱費：63千円 雑費：4千円 雑収入：14千円		
職員数	職員 2名・嘱託職員 0名・臨時職員 0名（令和5年3月31日）現在		
6 評価	設置目的を十分理解し、さまざまな事業を企画・実施している。今後も、労働者への情報発信の基地として、活動を継続していただきたい。		
7 課題等	貸館業務としては、限られた団体が中心となっている。		
8 制度運用の適否と理由	適当	「勤労者の福祉増進を図る」とした施設の設置目的が達成できるよう配慮することが必要であり、今後も指定管理を継続することが望ましい。	
9 選定方法（非公募の場合はその理由）	非公募	当市説は、勤労者の福祉増進のために設置されており、利用者も労働団体を中心とした勤労者である。 大北地区労働者福祉協議会は、労働団体や互助会等45の団体で組織され、勤労者の福祉増進を目的とした団体であって、施設の設置目的と管理団体の目的が一致していることから、互いに効果的運営ができる。また、当協議会は、利用者との間で継続的な信頼関係が重要であることから公募しないものである。	

## 総合評価の評価レベル

※各項目の評価点合計により総合評価をランク付け

- S：評価した結果、特に優れていると認められる。【総合得点90点以上】  
A：評価した結果、優れていると認められる。【総合得点70点以上～90点未満】  
B：評価した結果、適正であると認められる。【総合得点50点以上～70点未満】  
C：評価した結果、改善が必要であると認められる。【総合得点30点以上～50点未満】  
D：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。【総合得点30点未満】

## 評価点の詳細

※各項目における視点をもとに、5段階にて評価を実施

- S：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を大幅に上回る実績や高い市民満足度が得られた内容  
A：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を上回る実績や市民満足度が得られた内容である  
B：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書のとおりの実績である。  
C：仕様書、協定書等を遵守しているが、事業計画書の実績に一部課題がある（改善指示が必要）  
D：仕様書、協定書等を遵守しておらず、改善の必要性がある（改善指示に未対応である）。

（参考）H30年度までの評価基準

### ●総合評価の評価レベル

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 総合得点90点以上       | A：評価した結果、特に優れていると認められる。      |
| 総合得点70点以上～90点未満 | B：評価した結果、優れていると認められる。        |
| 総合得点50点以上～70点未満 | C：評価した結果、適正であると認められる。        |
| 総合得点30点以上～50点未満 | D：評価した結果、改善が必要であると認められる。     |
| 総合得点30点未満       | E：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。 |

### ●評価点の詳細

- A：特に優れている  
B：優れている  
C：適当である  
D：改善が必要  
E：未実施